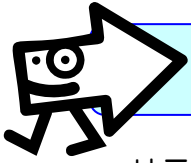


企業経営に役立つ給与・労務情報満載！

communis 通信

発行:コムニスサポート有限会社  
〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F  
TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339  
E-mail: [info@cmns.jp](mailto:info@cmns.jp)  
URL: <http://www.cmns.jp>



## サラリーマンでも確定申告する人

サラリーマンの多くは、給与の支払者が行う年末調整によって所得税額が確定し、納税も完了しますから、確定申告の必要はありません。

しかし、サラリーマンであっても**確定申告をしなければならない場合**や、**確定申告をすれば所得税が還付される場合**があります。該当する方は平成23年2月16日から3月15日までの間に、お住まいの管轄税務署に確定申告書を提出してください。  
なお、確定申告をして所得税が還付される場合は、平成23年1月から申告できます。

### 確定申告しなければならない人

次に該当する人はサラリーマンであっても**確定申告が必要**です。

- 年収が2,000万円を超える人
- 給与所得及び退職所得以外に20万円以上の所得（地代、原稿料など）のある人
- 給与を2ヶ所以上からもらっている人

### 確定申告すると所得税が還付される人

次に該当する人は**確定申告をすることにより税金がもどってくる場合**があります。

- 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっている人
- 災害や盗難に遭った人
- 多額の医療費を支払った人
- 住宅を購入したり、増改築をした最初の年で、住宅ローンがある人
- 住宅の売買損失がでた人
- 年末調整時に、生命保険料控除などの控除もれがあった人
- 年末調整を受けた後、子供が生まれたなど、扶養親族に異動があった人
- 一定額以下の所得で、株式の配当所得がある人

※ 上記以外にも、確定申告が必要な場合があります。詳細については国税庁のホームページ、[税について調べる>タックスアンサー>所得税>「サラリーマンと確定申告」&「サラリーマンと還付申告」](#)をご覧ください。